

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を
改正する政令（案）」に対する意見募集の実施結果について
（国際希少野生動植物種の追加及び削除等）

1. 募集意見の概要

(1) 意見募集の周知方法

環境省ホームページへの掲載及び記者発表

(2) 資料の入手方法

窓口配布、インターネットによる上記ホームページの閲覧、郵送

(3) 意見提出期間

令和元年9月26日（木）～10月25日（金） 30日間

(4) 意見提出方法

郵送、FAX、電子メール

(5) 意見提出先

環境省自然環境局野生生物課

2. 意見募集結果

(1) 意見提出件数

提出方法	数
郵送	0通
FAX	0通
電子メール	4通
計	4通

(2) 整理した意見の総数

- ・今回の改正政令案に係るもの 9件
- ・その他の意見 1件

(3) 意見等の概要と意見に対する考え方について

意見概要	件数	理由概要	頂いた意見に対する考え方
【今回の政令改正案に係るもの】			
1 政令改正案に賛成である。	3	<ul style="list-style-type: none"> ・ワシントン条約の附属書 I に掲載された種を絶滅のおそれのある野生動植物種の保存に関する法律（以下、法という。）の国際希少野生動植物種に追加することは妥当であるため。 	制度の適切な運用に努めます。
2 規制適用日前に違法に国内に持ち込まれた個体が、今般の登録を通じて合法的に取引されることがないよう、そのようなリスクの高い種については、個体等の登録申請を審査する際に、輸出許可書等の公的書類の写しや繁殖業者からの証明書等の確認及び繁殖施設の立入検査などを行い、取得の合法性まで確認すべきである。	2	<ul style="list-style-type: none"> ・追加指定される 16 種の一部（コツメカワウソやインドホシガメ、パンケーキガメなど）はペットとしての人気が高く、すでに日本に多く輸入され、流通している。これまでにこうした種が輸出国の許可を得ずに密輸され、国内に持ち込まれたケースも確認されている。合法的な手続きに則って取得した個体のみが登録可能な体制が必要である。 ・密輸の摘発状況から考えて、少なくない数の密輸個体がすでに国内にいると推測される。密輸個体の登録を認めるメリットは何も無いと考えられ、密輸した個体を登録して販売できるとすることがないようにすることが必要。 	登録申請には当該個体の取得の経緯等を明らかにする必要がある、密輸した個体を合法的に取得したかのように偽り、登録した場合は、個人は 5 年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金、又はこれを併科し処され、法人は一億円以下の罰金に処されます。頂いた御意見は、今後の施策の参考とし、個体の登録については厳格な運用に努めます。
3 規制適用日後に違法に入手した個体が国内で繁殖した個体と偽って登録されることがない	2	<ul style="list-style-type: none"> ・違法に持ち込まれた個体が登録個体の子であると偽って登録されるロンダリングが起る可能性 	個体の登録については厳格な運用に努めます。法の目的に照らし、適切な制度の運用をはかるため、頂いたご意見は今後の

	よう、そのようなリスクの高い種については、親個体となる登録個体とその繁殖個体の親子関係の確認を行う際に、DNA 鑑定等の科学的証明を求めるべきである。		が十分にある。合法的な手続きに則って取得した個体のみが登録票を付与される体制が必要である。	施策の参考とさせていただきます。
4	インドホシガメ (Geochelone elegans) については、輸出国における取得の合法性まで遡り、確認ができない個体の登録は控えるようにすべきである。	1	・インドホシガメは、各地で密輸が止まないほか、ヨルダンから大量に輸出される繁殖個体について、ワシントン条約 (CITES) で同国内での取得の合法性の証明が不十分という判断がされ、輸出停止等の措置が取られている。	個体の登録については厳格な運用に努めます。法の目的に照らし、適切な制度の運用をはかるため、頂いたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
5	動物愛護管理法と連携し、譲渡し等がなされない個体の管理をすること、入手先の掲示を義務化すること。	1	現在実施されている、動物愛護管理法に基づく立入検査により得られた記録を全国的に集計すれば、登録が義務ではない展示されている国内のコツメカワウソの状況の把握ができ、密輸個体の排除につながると考えられる。	動物愛護管理法においては、都道府県及び政令指定都市における自治事務として、販売業や展示業等の動物取扱業における動物の健康・安全の確保等を図っていますが、立入検査の頻度や方法等は、地域の実情を踏まえて各自治体で判断することが適切と認識しており、引き続き、種の保存法に基づき、国際希少野生動植物種の譲渡し等を原則禁止することによりワシントン条約に基づく国際取引の規制の確実な実施を図ってまいります。
【その他の意見】				
6	マンモスの牙を全面的な取引禁止にしてほしい。シュモクザメ等の	1	御意見のみ記載。	今回のパブリックコメントの対象外の内容ですが、御意見として承ります。

	輸入も制限してほしい。			
--	-------------	--	--	--